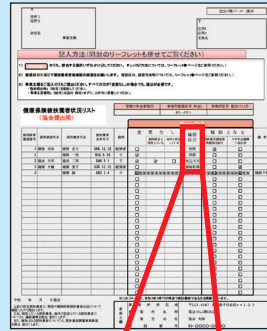


被扶養者資格再確認の流れ

STEP1 (下表 Point 参照)

「被扶養者状況リスト」の確認区分をご確認ください。

(被扶養者状況リスト) (確認区分欄表記)



確認区分欄には、右の1～6の区分が印字されています。

確認区分
別居
同居
判定不可
資格取得

※確認区分の判定が、現況と相違している場合は、現況に応じた区分による被扶養者資格再確認の実施をお願いします。

- 1. 同居
- 2. 別居
- 3. 要同居
- 4. 海外在住
- 5. 資格取得
- 6. 判定不可

STEP2 (4ページ参照)

確認区分に応じて扶養者認定要件を確認してください。

- 「収入要件」の確認 (2-(i)参照)
- 「収入要件」(仕送り状況含む)の確認 (4ページの2-(ii)参照)
- 「同居要件」の確認 (4ページの1参照)
- 「国内居住要件」(国内に住民票があること) (または「海外特例要件」)の確認 (3参照)
- 「資格取得」(就職等により自身で健康保険に加入していないか)の確認 (4参照)
- 「すべての被扶養者認定要件」の確認 (1～4の参照)

扶養認定要件を満たす

扶養認定要件を満たさない

STEP3 (5ページ参照)

確認結果を「被扶養者状況リスト」に記入してください。

「変更なし」に してください。

Point 記入例

変更なし	解除となる
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「解除となる」に してください。

STEP4 (6ページ参照)

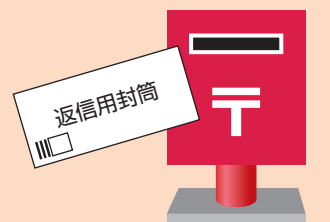
確認区分ごとに、ア～カの提出書類をご用意ください。

- 提出書類 ア (確認区分「1. 同居」の方)
- 提出書類 イ (確認区分「2. 別居」の方)
- 提出書類 ウ (確認区分「3. 要同居」の方)
- 提出書類 エ (確認区分「4. 海外在住」の方)
- 提出書類 ア (確認区分「5. 資格取得」の方)
- 提出書類 オ (確認区分「6. 判定不可」の方)
- 提出書類 カ (被扶養者調書兼異動届を添付に した場合)
- 提出書類 キ (日本年金機構へ届出済に した場合)

STEP5

提出書類を、返信用封筒で郵送してください。

提出期限は、**令和3年12月20日(月)**です。
再確認が
終わりましたら
速やかにご提出を
お願いします。



Point 確認区分について

被扶養者資格再確認を実施するにあたり、事業主様及び被保険者様等の事務等の負担の軽減を目的として、あらかじめマイナンバーによる情報連携を実施しています。情報連携により取得した情報(被扶養者の続柄や被保険者との同居・別居の別等)を確認区分として記載しています。

確認区分	
1 同居	被保険者と国内で同居していることが確認できたため、扶養を継続する場合、収入要件のみ確認が必要な方
2 別居	被保険者と別居していることが確認できたため、扶養を継続する場合、収入要件及び仕送りの事実の確認が必要な方(同居が要件でない続柄)(「別居の妻」等)
3 要同居	被保険者と別居していることが確認できたため、扶養解除になると思われる方(同居が要件である続柄)(「別居の姪」等)
4 海外在住	海外在住であるため、扶養を継続する場合、国内居住要件等の確認が必要な方
5 資格取得	就職等により新たに健康保険に加入していることが確認できたため、扶養解除になると思われる方
6 判定不可	マイナンバーによる情報確認ができなかったため、すべての被扶養者認定要件の確認が必要な方